

！ 狂犬病予防集合注射と犬の登録

犬の飼い主には、「狂犬病予防法」により生後91日以上の子犬の登録と、年1回の犬への予防注射が義務付けられています。また、他市町村で登録した犬でも引っ越しなどで笠松町に所在地が変更になった場合、登録変更の手続きが必要です。

【日時・場所】

月日(曜)	時 間	場 所	
5月	16日(月)	10:00~11:00	役場(西駐車場)
		13:00~13:40	松枝公民館
	17日(火)	10:00~10:30	松枝公民館
		11:00~11:40	中央公民館
	13:00~14:00	下羽栗会館	

【料 金】

- ・ 注射料金 2,600円
- ・ 注射済票交付手数料 550円
- ・ 新規登録(未登録の方のみ) 3,000円

【注意事項】

- ・ 登録済みの飼い主あてに、「狂犬病予防注射問診票」の付いた狂犬病予防注射案内ハガキを通知します。問診票は事前に記入を済ませ、注射当日は必ずハガキを持参してください。
- ・ 町が実施する注射を受けられない場合には、必ず動物病院で受けてください。
- ・ 会場でのフンの後始末は飼い主の方が必ず行ってください。

【問 合 先】環境経済課

！ 「人権擁護委員の日」 特設人権相談所開設

人権問題や悩みごとなど、人権擁護委員が相談に応じます。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

【相談日】6月1日(水) 午前10時～午後3時

【場 所】福祉会館

【問 合 先】・ 福祉子ども課
・ 岐阜地方法務局人権擁護課
☎245-3181

！ 笠松町産業振興支援制度

産業の振興を目的に、町内で新たに事業所の設置や設備投資をした場合に「産業振興支援助成金」を交付しています。

制度の内容や申請方法など詳しくは、町ホームページをご覧ください。

【対象となる事業所】

次の①～⑥すべてを満たす法人または個人。

- ① 町内に事業所を有する法人または個人(新たに事業所を設置する場合を含む)
- ② 平成29年1月1日までに投下固定資産を取得し、1年以内に操業を開始した法人または個人(操業開始とは事業所の設置、または償却資産などを実際の事業の用に供することをいいます)
※投下固定資産の範囲
 - (1) 操業開始前3年以内に取得した土地
 - (2) 操業開始前1年以内に取得した建物
 - (3) 操業開始前1年以内に取得した償却資産(耐用年数5年未満のものは除く)
- ③ 新設または増設しようとする投下固定資産の総額が1千万円以上であること
- ④ 町税などに未納がないこと
- ⑤ 性風俗特殊営業など助成の対象とならない事業を行っていないこと
- ⑥ 事業を行うにあたり、法令や条例などに違反していないこと

【助成の期間】

操業開始後、初めて固定資産税が課税された年度を含めて3年間

【助成金の額】

投下固定資産に対して課税された固定資産税の納付相当額

【申請・問合先】環境経済課

ゴミの回収致します。
まずはお問合せ下さい。

見積無料

高島衛生工業(有)

*笠松町許可業者 ☎248-0089(代)
岐阜南町平成6-110 <http://www.t-eisei.co.jp>

自然にやさしい 環境創造

Shonan
松南株式会社

〒500-8358 岐阜県岐阜市六条南3丁目6番9号
TEL.058-274-3224 FAX.058-276-0808